

# 藤井寺市事業者支援補助金 [雇用奨励金型]

～ 手引き ～

---

[問い合わせ先・提出先]

藤井寺市 市民生活部 商工労働課 (市役所6階 68番窓口)  
藤井寺市岡1丁目1番1号 ☎072-939-1337  
平日9時から17時30分まで

## 「雇用奨励金型」制度概要

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、藤井寺市内の雇用情勢が悪化している状況において、事業者による労働者の雇用促進を図り、失業者等の早期の就職につなげていくため、求職者を雇入れした事業者に対し、補助するものです。

### 用語の定義

本補助金における、「正規雇用」「新卒者」は、次のとおりとなります。

#### ■正規雇用（下記①から③のすべてを満たすこと）

- ① 事業主に直接雇用されること
- ② 雇用期間の定めがないこと（無期雇用）
- ③ 雇用保険の被保険者（短期雇用特例被保険者・日雇労働被保険者を除く）

#### ■新卒者

雇用日前3年以内（令和元年3月～令和3年3月）に中学校・高校・大学・専門学校・短大のいずれかを卒業した者

### 補助金の対象

以下の要件をすべて満たす必要があります。

（対象労働者）

- 実績報告日において、藤井寺市内に住所を有し、住民基本台帳に記録されている者
- 事業主の3親等以内の親族でない者
- 暴力団員又は暴力団密接関係者でない者

（対象事業者）

- 藤井寺市内に事業所を有する中小企業の事業者
- 暴力団及びその利益となる活動を行う事業者でないこと
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者でないこと
- 藤井寺市税を滞納していないこと
- 令和3年5月1日～令和3年12月31日の期間に対象労働者を正規雇用する事業主。ただし、雇入れ日の前日から過去1年間に、下記の事項に該当しないこと

- 対象労働者と請負又は委任の関係にあること
- 出向又は派遣の関係により対象労働者を事業所において就労させたことがあること
- 資本的、経済的、組織的関連性等からみて密接な関係にある事業所から当該対象労働者を雇い入れる事業主

## 補助額

■対象労働者を正規雇用した場合 30万円

■対象労働者でかつ新卒者または藤井寺市が指定する講座を受講された方を  
正規雇用した場合 50万円

■藤井寺市が指定する就職面接会等により雇用した場合

上記に 20万円を加算

※1 事業者あたり、1名分限りとなります。

## 交付申請時提出書類

※雇入れ日からすみやかに申請する必要があります。

以下の書類をすべてご提出ください。

- 藤井寺市事業者支援補助金交付申請書（様式第1号）
- 誓約書
- 対象労働者との雇用契約書の写し
- 雇用保険被保険者資格取得届の写し
- [新卒者を雇用する場合のみ]** 卒業証明書の写し

## 実績報告時提出書類

※雇入れ日から3か月経過後、すみやかに実績報告する必要があります。

(実績報告の最終締め切り、令和4年3月31日(木))

以下の書類をすべてご提出ください。

- 藤井寺市事業者支援補助金実績報告書(様式第3号)
- 対象労働者の雇入れ日から3か月間の出勤簿またはタイムカードの写し
- 対象労働者の雇入れ日から3か月間の給与明細書
- 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写し)

## 申請の流れ

### 申請の流れ

- (事業主) 新たに対象労働者を正規雇用  
(令和3年5月1日以降、令和3年12月31日までに  
雇用契約を締結)
- (事業主) ハローワークへ雇用保険手続き(雇用保険被保険者資格取得届)  
の提出
- (事→市) 雇入れからすみやかに補助金申請
- (市→事) 申請後10日から2週間程度で交付決定通知(郵送)
- (事→市) 雇入れ日から起算して3か月経過後、すみやかに実績報告  
※実績報告締め切り、令和4年3月31日(木)
- (市→事) 実績報告申請後10日から2週間程度で「確定通知書」「請求書」  
送付
- (事→市) 請求書の提出
- (市→事) 口座に振り込み(請求書提出日から30日以内)